

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇-〇〇〇〇〇
請求回数	第 2 回

地方公務員災害補償基金山形県支部長...様 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成 28 年 5 月 1 日 請求（申請）者の住所 山形市松波二丁目8番1号	
		ふりがな やまがた さぶろう 氏名 山形 三郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 山形県	所属部局名 〇〇部△△△△課	
	氏名 山形 三郎	職名 技師 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	
	昭和 49 年 1 月 1 日生（42歳）	負傷又は発病の年月日 平成 28 年 3 月 1 日	
2 請求日数等	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 28 年 4 月 15 日までのうち 15 日 { 全部休業した日数 15 日 一部休業した日数 日 }		全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 円
* 3 所属部局の長の証明	1 及び 2 については、下記のとおりであることを証明します。 平成 28 年 5 月 1 日		所在地 山形市松波二丁目8番1号 名称 山形県〇〇部 長の職・氏名 △△部長 〇〇〇〇 山形県 部長印
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $9,641 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 5,784.6 \text{ 円}$	(請求日数) $5,784 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 86,760 \text{ 円(A)}$
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円(ア) (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{60}{100} = \text{円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) 円 × 日 = 円(B)
	請求金額	(A) + (B)	86,760 円
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合この他に (平均給与額) $9,641 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,928.2 \text{ 円}$	(請求日数) $1,928 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 28,920 \text{ 円(C)}$
		② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(D)
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円(ウ) (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{20}{100} = \text{円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) 円 × 日 = 円(E)
申請金額	(C) + (D) + (E)	28,920 円	
6 旧国民年金法の受給関係	<input type="checkbox"/> 被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。		
* 7 医師の証明	傷病名 左下腿骨骨折 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 28 年 4 月 15 日までのうち 15 日 上記のとおりであることを証明します。 平成 28 年 5 月 1 日	現在の状態 平成 28 年 5 月 1 日 <input checked="" type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中 医療機関の { 所在地 山形市松波二丁目8番100号 朝日 名称 〇〇病院 医師の氏名 朝日本郎 }	

8 送金希望の場合	振込 振込み	振込先金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店	*受理	平成 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		*決定金額	休業補償 法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円
		口座番号	1234567		休業援護金 円
	預金名義者	山形三郎		合計 円	
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	*通知	平成 年 月 日
その他			*支払	平成 年 月 日	

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 3 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「（療養に要した時間）」の項には、療養に要した時間数（1時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数）を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。
- 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。
- 6 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 7 「*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 8 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 9 この請求（申請）書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。
- 10 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。